

(款) 20衛生費 (項) 5保健衛生費 (目) 5保健衛生総務費

◎保健衛生一般の経費

老健施設整備助成事業

【 市民健康課 】

【総合計画上の位置づけ】

健やかで心豊かに暮らせるまち

健康福祉:すべての市民が健康で安心して生活を送ることのできる環境が整っているまち

【事業の目的】

対象 看護・介護・生活機能訓練を必要とする高齢者

意図 介護老人保健施設の整備

効果 介護保険サービスの基盤を整備促進

【事業の内容】

(1) 老健施設整備助成事業

- 施設サービス計画に基づき、介護老人保健施設整備に向け事業者・県と協議し、意見書を県に提出した。しかし、その後、事業主より経営母体である病院の経営状況が悪化し、整備計画について取り下げたい旨、県・市へ相談があった。協議の結果、整備計画を取り下げた。

【中事業に含まれる実施計画事業】

介護老人保健施設の整備(4-1-3-①)

【事業費】

(単位:千円)

当初予算額	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
5,000	0	0		0

主な支出内訳

・老健施設整備助成事業

介護老人保健施設整備助成事業補助金

0

平成21年度事務事業評価シート

事務事業 No./名称	■サービス部門 健福-48 老健施設整備助成事業 □支援部門						
事務事業 単 位	ザイムスコ ード及び個別 事業名	941 保健施設整備助成事業					
主管課	市民健康課	関連課					
分野名	健康福祉						
目標 (目標値)	介護を要する老人に介護や機能訓練等を行い、自立を支援し、家庭への復帰を目指す介護老人保健施設の整備を促進する。						
人口等の データ	データ区分	20年度	19年度	18年度	備 考		
	人 口	176,484人	175,902人	175,051人			
	世 帯 数	77,430世帯	76,536世帯	75,611世帯			
運営資源 状 況	決算値	0千円	0千円	0千円	20年度当初、介護老人保健施設整備助成事業補助金500万円が予算化されていたが、介護老人保健施設の整備を計画していた病院の経営悪化により当該施設の整備計画が取り下げられた(平成20年10月28日)。平成21年2月に全額減額補正した。		
	(国・県)	0千円	0千円	0千円			
	(負担金等)	0千円	0千円	0千円			
	(一般財源)	0千円	0千円	0千円			
	人員配置数	0.5人	-	-			
	人 件 費	4,683千円	-	-			
	協働の パートナー	-	-	-			
事務事業 運営経費	総事業費	4,683千円	0円	0円			
	市民1人当 りの経費	27円	0円	0円			
	対象者1人 当りの経費	-	-	-			
20年度事務事業の変更点(新規・廃止・縮小した個別事業)/事業仕分けの視点による妥当性の評価							
個別事業名	変更額(千円)	事業の変更点・変更理由		妥当性※	※妥当性の評価 ① 必要性なし ② 民間 ③ 国・県 ④ 現行どおり(鎌倉市)		
介護老人保健施設整備助成事業	△ 5,000	介護老人保健施設の整備計画が取り下げられたため。		④			
指 標	評価	年度	19年度	20年度	21年度	22年度	最終年度(年度)
高齢者保健福祉計画(平成26年度まで540床の施設整備を目指す)平成21年6月1日現在、4施設360床整備済。残り180床。		目標値			0床		540床
		実績値					
指 標	評価	年度	19年度	20年度	21年度	22年度	最終年度(年度)
		目標値					
		実績値					
指 標	評価	年度	19年度	20年度	21年度	22年度	最終年度(年度)
		目標値					
		実績値					
指 標	評価	年度	19年度	20年度	21年度	22年度	最終年度(年度)
		目標値					
		実績値					
評価 ◎:目標を達成 ○:目標に向かって前進している △:横ばい ×:後退している ベンチマーク(県内外自治体や民間団体との比較値)							
団体名							

平成21年度事務事業評価シート

創意・工夫・課題等改善状況	課題・問題点	(20年度事務事業を実施するうえでの課題・問題点は、どのようなことでしたか) 当初、介護老人保健施設の建設が予定されていた箇所が、急傾斜地崩壊危険区域に該当しており、当該区域における建築物の崖の安全性に係る基準の適合性について問題となった。
	創意・工夫・課題等の改善点 20年度の成果	(課題・問題点についてどのような創意工夫、改善をしましたか。また、どのような成果がありましたか) 事業主と市建築指導課及び県藤沢土木事務所が、建築物の崖の安全性に係る基準の適合性について事前協議を行い、適合する施設の構造で県へ介護老人保健施設整備に係る協議手続きを行った。平成20年9月22日付、県との協議が終了した。
	未解決の課題・問題点	(20年度事務事業の取組において対応(解決)できなかったものはどのようなことですか) 県との協議も終了し、施設建設のための諸手続きに入る矢先に、事業主より経営母体である病院の経営状況が悪化し、当該介護老人保健施設の整備計画について取り下げたい旨、市及び県に相談があり、協議の結果、整備計画を取り下げる結果となった。
	今後の方針 (対応・改善)	(上記対応できなかった課題・問題点について今後どのように対応(改善)していきますか) 介護老人保健施設の建設に向けての事前の相談においても、事業の採算性や、事業主体の経済的な体力について、これまで以上に確認していく。

一次評価(課長評価)

今後の方向性	A:充実又は拡大 B:現状のまま継続	C:統合又は縮小 D:廃止又は休止	E:事業完了	B	改善の必要性 無
	平成26年度までに、高齢者保健福祉計画で目標とする540床の施設整備を目指し、残り180床の施設整備に取り組んでいく。(平成21年6月1日現在、4施設360床が整備済)				
担当課長氏名:		市民健康課長 相川 誉夫			

二次評価(部長評価)

今後の方向性	A:充実又は拡大 B:現状のまま継続	C:統合又は縮小 D:廃止又は休止	E:事業完了	B	改善の必要性 無
	平成26年度までに、高齢者保健福祉計画に沿った施設整備を目指す。				
担当部名	健康福祉部	部長名	石井 和子		